

装官人第7号
27.10.1
一部改正 装官総第4804号
令和3年3月31日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官 殿
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁の技術顧問の任用基準等について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁の技術顧問の任用基準等について

1 趣旨

この通達は、防衛装備庁の技術顧問に関する省令（平成27年防衛省令第16号）に基づき、防衛装備庁に置かれる技術顧問に関し、専門別担当区分その他必要な事項及び技術顧問会議について定めるものとする。

2 専門別担当区分

技術顧問は、装備システム（航空機、誘導武器、火器・戦闘車両、艦艇・水中武器、電子・情報その他の必要な装備システムをいう。以下同じ。）を担当するもの又は技術（火薬類・燃料・化学系、熱空力／燃焼・動力源系その他の必要な技術をいう。以下同じ。）を担当するものとする。

3 任用の基準等

(1) 技術顧問は、次のいずれかに該当する部外の有識者から任用するものとする。

ア 各専門分野において権威者と目され、学術、技術等の業務実績において高い評価を得ている者

イ 長官官房装備官、研究所長又は次世代装備研究所先進機能研究総括官等の経験者で、各専門分野での業務実績において高い評価を得ている者

ウ その他防衛装備庁長官（以下「長官」という。）が特に必要と認めた者

(2) 任用期間

ア 技術顧問の任用期間は、一任期2年とし、二任期を限度とする。

イ 二任期目が満了した者に対して、長官が特に必要と認めた場合には、延長することができる。

ウ 前号の任用期間の延長は、2年以内とする。

(3) 第1号イに該当することにより任用した顧問は、おおむね定数の2分の1とする。

(4) 給与

ア 給与は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第26条の規定に基づき、予算の範囲内で決定する。

イ アの給与は、非常勤職員手当をもって支給するものとする。

ウ 給与の支給については、別に定めるところによる。

4 任用の上申等

- (1) 技術顧問は、長官が委嘱する。
- (2) 長官官房装備開発官、長官官房艦船設計官、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、研究所長は、所掌事務に関連する装備システム又は技術の分野において、技術顧問として適任と考えられる者を長官に対し別記様式により上申することができる。

5 担当組織の指定

長官は、技術顧問に対し主として担当すべき長官官房装備開発官若しくは艦船設計官、研究所を指定することができる。

6 技術顧問会議

- (1) 防衛装備庁の所掌事務に係る技術に関し、技術顧問の意見を求めるため、技術顧問会議（以下「会議」という。）を置く。
- (2) 会議は、技術顧問のほか、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - ア 防衛技監
 - イ 長官官房装備官
 - ウ プロジェクト管理部長
 - エ 技術戦略部長
 - オ 研究所長
 - カ 次世代装備研究所先進機能研究総括官
 - キ 技術戦略部革新技术戦略官
- (3) 議長は、防衛技監をもって充てる。
- (4) 議長が職務を遂行できないとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者が議長の職務を行う。
- (5) 議長は、必要があると認める場合には、第2号に掲げる者以外の者を会議に参加させることができる。
- (6) 議長は、会議を招集し、会議を主宰する。
- (7) 会議の庶務は、技術戦略部技術計画官において処理する。

7 意見の申述

技術顧問は、前項に規定する場合のほか、参加を要請された各種会議等において、技術的事項について意見を述べることも、必要に応じ防衛技監、長官官房装備官、研究所長等に対し、直接技術的事項について意見を述べることもできる。

8 委任規定

この通達に定めるもののほか、技術顧問に関し必要な事項は、防衛技監が定める。

9 経過措置

- (1) この通達の施行の際現に従前の技術研究本部の技術顧問である者は、この通達の施行の日に、この通達第4項第1号の規定により技術顧問として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第3項第2号の規定にかかわらず、同日における従前の技術顧問としての残任期間と同一の期間とする。
- (2) 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成27年法律第52号。以下「改正法」という。）の施行前に、技術研究本部長が発した技術顧問の委嘱に関する文書は、改正法の施行後においては防衛装備庁長官が発したものと、技術研究本部長に対して発せられた技術顧問の委嘱に関する文書は改正法の施行後の防衛装備庁長官に対して発せられたものとみなす。

別記様式

文書番号

発簡年月日

防衛装備庁長官 殿

発簡者名

技術顧問の任用について（上申）

標記について、下記のとおり上申する。

記

1 候補者の氏名学歴等

- (1) 氏 名 (ふりがな)
- (2) 生年月日
- (3) 最終学歴
- (4) 学 位
- (5) 現 職

2 職歴（略歴）

元号〇〇年〇月 〇〇大学教授

3 業績

4 技術顧問としての専門区分及び担当組織名

- (1) 専門区分：
- (2) 担当組織：

5 上申理由

6 候補者の住所又は連絡先

- (1) 住所：
- (2) 電話：